

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第197条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (建築行為等の制限)</p> <p>第197条 第191条第2項各号に定める公告があった後は、施行地区内において、防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、第1項の許可をする場合において、防災街区整備事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がいるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物等若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、防災街区整備事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物等若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 第191条第2項各号に定める公告があった後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物等の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があった場合を除き、当該土地、建築物等又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、建築物等又は物件の状況に基づいてのみ、次款の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p> <p>8 前項の承認の申請があったときは、都道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。</p> <p>9 第1項の許可があったときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第7項の承認があったものとみなす。</p> <p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令 （設置又は堆積の制限を受ける物件）</p> <p>第33条 法第197条第1項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が5トンを超える物件（容易に分割され、かつ、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。）とする。</p>
-------------	-----------	---